

民法 I 例題 1 の資料 (1) 5 月 1 日 (金) 14:20 ~
(講義時間までに、印刷して手元に用意して下さい。)

例題 1 A は、幼児が夜半激しい苦痛を起こしたので、近所の外科医 B の往診を乞うたところ、B は急性腸炎であるが軽症なので心配はないと、注射したうえで薬を与えた。そこで、そのまま寝かせていた。ところが数時間経って、幼児の症状が悪化したように思われたので再度往診を依頼したが、B はこれを飲ませるようにと行って頓服薬を渡したが、応置も間に合わずその日のうちに疫痢で死亡するにいたった。A は B の誤診の責任を問うことができるか。B が僻地の診療所の医師であったときはどうか。

○ 要件と効果：法律学の基礎 潮見 12 頁

(1) 効果 = 責任 道義的責任・政治的責任・法的責任 (公法、民事、刑事)

(2) 基本的論理：要件が充足されれば、効果が生じる。

→ 効果が生じるか否か = 要件が充足されるか否か

(3) この授業での前提 「責任」とは、不法行為責任

不法行為は債権発生原因の 1 つ。債権は請求権発生原因の 1 つ。

原告に請求権があり、被告が抗弁できなければ、原告が勝訴する。ガイダンスの資料

1 一般不法行為責任の要件 709 条 潮見 3 頁、10 頁 (内田 II 331 頁, 335 頁以下)

(1) 故意または過失

(2) によって、

(3) 権利または利益を侵害し、

(4) 損害を発生させた

以上が 709 条の定める要件。以上の要素の該当する事実を要件事実といい、法律効果 (損害賠償責任の発生) を求める側 (原告 = 被害者) が、主張・立証責任を負う。

(5) 責任能力の存在も必要な要素になる (712 条、713 条)。加害者側の抗弁 → 5

2 故意・過失 潮見 25 頁 (内田 335 頁)

(1) 過失の内容 潮見 27 頁 (内田 336 頁)

主観的過失：不注意、緊張の欠如 (非難可能性)

客観的過失：注意義務の違反 予見可能性・義務と結果回避可能性・義務

初期の客観的過失 → 自然法の道徳的・主観的過失 (資本主義の活動の自由)

→ 客観的過失

(2) 過失の判断基準

A 善管注意義務 ←→ 自己物同一の注意

B 軽過失 (失火の場合には重過失)

C 抽象的過失：普通人・標準人の注意を基準とする。潮見 30 頁 (内田 338 頁)

職業上の不法行為 通常の職業人を基準にする。

医療事故 通常の医師 平均的医師の注意義務

交通事故 通常の運転者 平均的な自動車運行時の注意義務 (内田 345 頁)

判例 1：輸血梅毒事件 (最判昭和 36 年 2 月 16 日民集 15 卷 2 号 244 頁) 潮見 227 頁

○ 事案 職業的給血者 A は売春婦に接し梅毒に感染してその潜伏期間中に Y (国) 経営の病院 (東大病院) で輸血をした。X 女はこの血液を輸血されて梅毒に感染した。採血に際して A は血清反応陰性の検査証明書を持参し、健康診断および血液検査を経たことを証する血液幹旋所の会員証を有していた。医師は、梅毒感染の有無を問診をしていなかった。

X の主張：問診をしなかったことに医師の過失あり。

Y の主張：① 検査証等を所持する者に対して問診をしない慣行あったから、医師の過失にならない。

② 問診しても職業的給血者は真実を答えない。

○ 判決：問診をしないことに過失あり。I につき、慣行があっても注意義務に変わりなし。II につき、職業的給血者であるというだけで、真実を述べないと速断することはできない。

(自動車事故で言えば、制限速度を 10 km 越える慣行があってもそれは注意義務の基準にはならない、ということ。)

○ 学説による医療事故判例の分析結果

「医師側の故意・過失は、専門性・地域性・緊急性・裁量性・進歩性といったファクターに規定されるところの専門家としての医師の注意義務を基準として判断される」

医療水準論 潮見 228 頁

(3) 挙証責任と過失の推定 潮見 8 頁、9 頁、12 頁 (内田 349 頁)

「医学に関して素人である患者側は、具体的な医療事故において医師の行為が、上記の注意義務に違反していたかどうかを証明することについて多くの困難を有する」